

生徒指導摘要

2023.4.22

第1部 生徒指導と基本的な進め方

第1章 生徒指導の基礎 —

生徒指導でどんな課題
があると考えますか？

ICT担当になり
かなりしんどいです。

1.1.1 生徒指導の定義と目的

- 生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために必要に応じて指導や援助を行う。

⇒ 生徒指導は学校教育目標を達する上上で重要な機能を果たすもの

- 生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

⇒ 児童生徒が自己指導能力を獲得することを目指す

1.1.2 生徒指導の事実上の視点

自己指導能力の獲得のために↓

- 集団に個が埋没しない
⇒自己存在感、自己肯定感、自己有用感を育む
- 認め合い、励まし合い、支え合える学習集団
⇒相互扶助的で共感的な人間関係をいかに早期に作り上げるか
- 自ら考え、選択し、決定する。発表・制作する。
⇒「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
- 安心して授業や学校生活が送れる風土
⇒教職員による児童生徒への配慮に欠けた言動・暴言や体罰などは許されない

教職員の
雰囲気

1.1.3 生徒指導の関連性

① キャリア教育（進路指導）

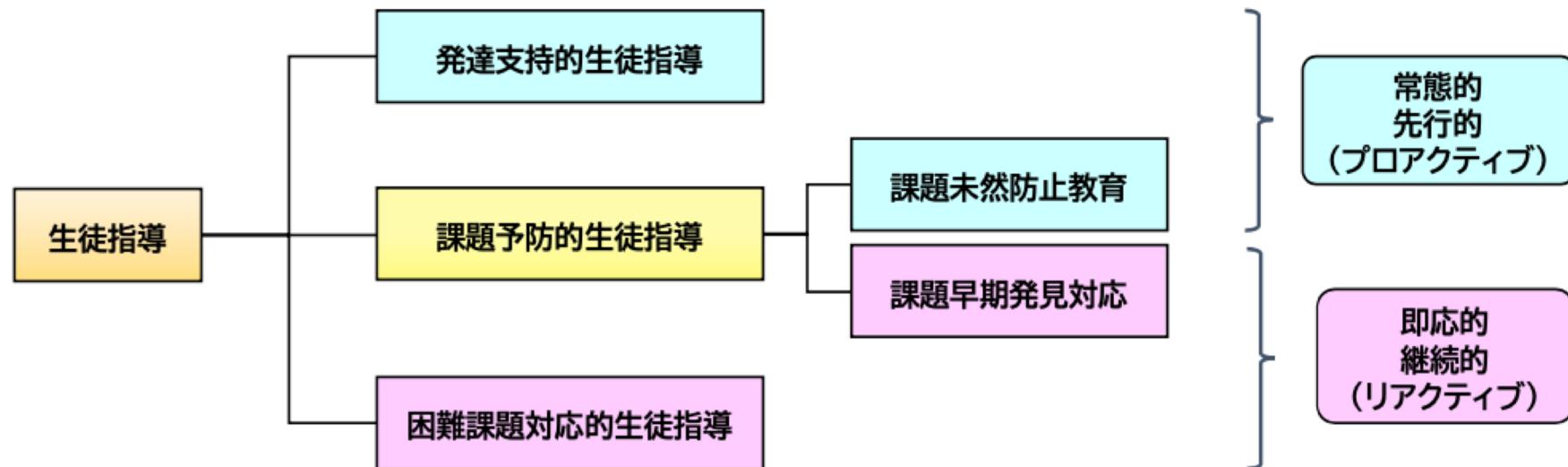
自他の人生への影響を考える、自己の生き方を見つめる、自己の内面を振り返り

② 教育相談

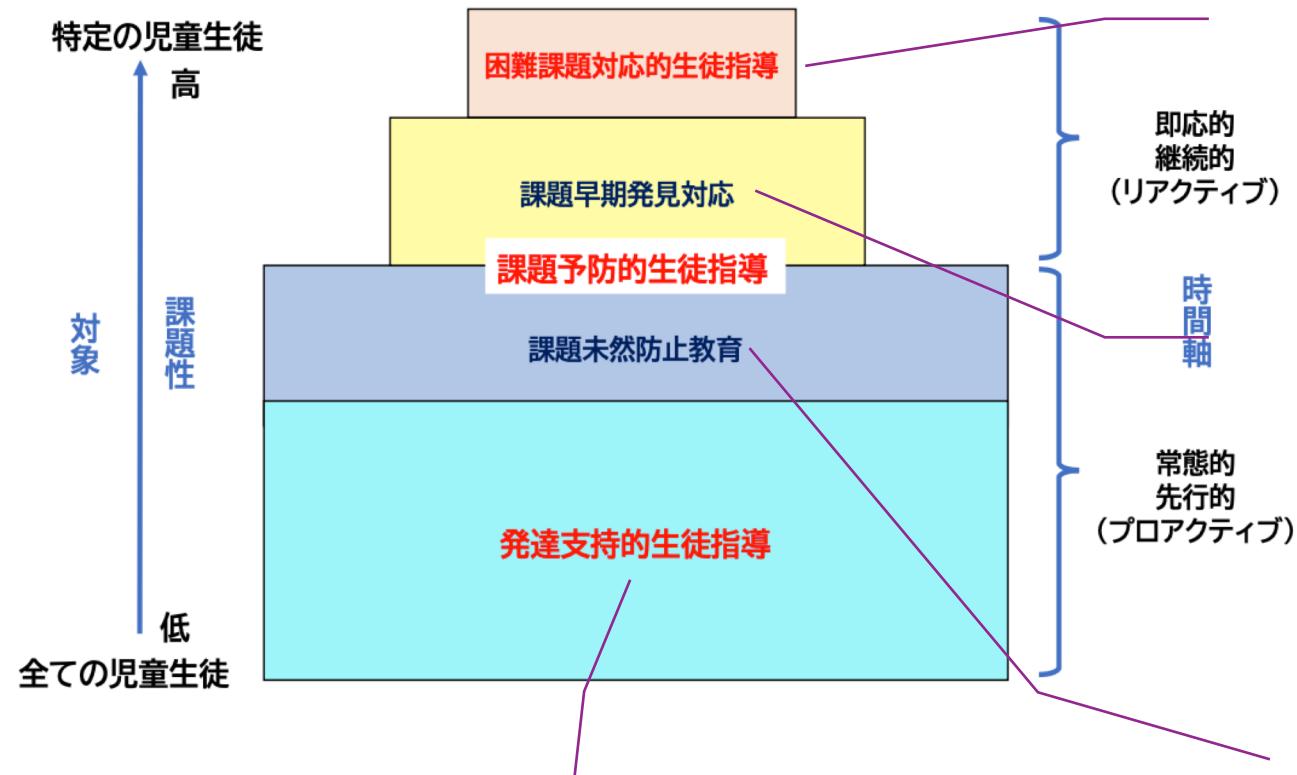
- ・教育相談は個↔生徒指導は集団に焦点を当てている。⇒一体となって実施
- ・事案が発生してからのみではなく、**未然防止、早期発見**、指揮支援・対応、さらには、事案が発生した時点から事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援

1.2 生徒指導の構造 ~2軸3類4層構造~

- ① 2軸 = 常態的・先行的（発達支援や課題未防止）
即応的・継続的（予兆的段階や初期段階、深刻な課題への指導）
- ② 3類 = 発達支持（すべての児童生徒の発達）
課題予防的（すべての児童生徒の未然防止、一部の課題の早期発見）
困難課題対応的（深刻な課題を抱えている児童生徒への指導援助）



1.2 生徒指導の構造 ~4層構造~



対象：いじめ、不登校、少年非行、児童虐待
対応：学校、教育委員会、警察、病院、児童相談所
背景：発達障害、家庭的な要因、ネット
重要）どうすれば起こらないか考える

対象：気になる一部の児童生徒
目的：深刻な問題に発展しないように初期段階での発見と対応
例：成績急落、遅刻・早退・欠席の増加⇒いじめ、不登校、自殺 を防ぐ
対応：アンケート、組織的対応

対象：全ての児童生徒
支持とは：児童生徒の自発的・主体的な発達を支える
例：日々の挨拶、声掛け、励まし⇒道徳、総合、行事

対象：全ての児童生徒
課題予防的 = 未然防止教育と早期発見対応
例：いじめ予防教育、自殺防止教育、情報モラル教育、薬物乱用防止教育、など

1.3 生徒指導の方法→児童生徒理解＆集団指導・個別指導

<児童生徒理解>

① 複雑な心理・人間関係の理解

- ・基本だけど非常に難しい⇒SNS、複雑な心理や人間関係

② 観察力と専門的・客観的・共感的理解

- ・心理面・学習面・社会面・健康面・進路面・家庭面から総合的に理解

- ・場面：ホームルーム、教育相談、アンケートなど

- ・人：学年担当、教科担当、部活顧問、養護教諭、SC、SSW、など

③ 児童生徒、保護者と教職員の相互理解の重要性＝信頼

- ・積極的に生徒指導の方針や意味について伝える、発信する

例) 授業や行事などで保護者に自己開示、学級・学年・学校だより

1.3 生徒指導の方法→児童生徒理解＆集団指導・個別指導

<集団指導> = 児童生徒の理解と教職員間で指導についての共通理解

① 集団指導

目的：社会の一員としての自覚と責任、他者との協調性、集団の目標達成に貢献する態度の育成

方法：児童生徒が人として平等な立場で互いに理解し信頼した上で、集団の目標に向かって励まし合いながら成長できる集団をつくる

② 個別指導

⇒集団から離れて行う指導と集団指導の場面で個に配慮する指導

- ・誰一人取り残さない生徒指導
- ・個の課題や家庭・学校環境に応じた、適切かつ切れ目のない生徒指導

1.3.3 ガイダンスとカウンセリング

ガイダンス：主に集団の場面で必要な指導や援助を行う

例) 人間関係の形成、学習活動、進路に関する組織的・計画的な情報提供

カウンセリング：一人一人が抱える課題に個別に対応した指導

例) ここの生活や人間関係などに関する迷いなどを受け止め、自己の可能性や適正についての自覚を深めるように働きかける

⇒双方により児童生徒の発達を支援する

1.3.4 チーム支援による組織的対応

① チーム支援の特色

- ・アセスメントに基づいて、支援チームを編成して指導を行う。
- ・アセスメントの実施⇒課題の明確化と目標の共有⇒計画の作成
⇒チームによる実践⇒点検・評価に基づくチーム支援の集結・継続

② チーム支援の留意点

- ・保護者や児童帝都と事前に目標や進め方、情報共有の仕方を合意する
- ・守秘義務を守る
- ・記録保持

個別の支援計画のことかな?
どうしても勤務時間外の仕事になつてやっつけ仕事になっている。

1.4 生徒指導の基盤

学級担任中心の抱え込み型生徒指導⇒連携・行動型生徒指導へ

<教職員集団の同僚性>

- ・教職員が気軽に話ができる関係

<教職員のメンタルヘルスの維持とセルフ・モニタリング>

- ・未経験の課題への対応に迫られる⇒相談できない⇒孤立感⇒燃え尽き症候群

・相談できる職場の雰囲気や体制の整備

<生徒指導マネジメント> = PDCA

具体的にどんなことだろう？

- ・指導の重点の立案⇒生徒指導計画の策定⇒実施⇒点検・評価⇒次年度への改善

- ・留意点①校長が明確なビジョンを学校内外で提示し、一体感を醸成する

②管理職によるきめ細かい教職員の同性把握

③保護者の学校理解と教職員理解 = ホームページや学級通信

1.4 生徒指導の基盤

<家庭や地域の参画>

- ・ コミュニティ・スクール

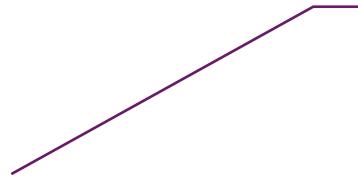
⇒ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で意義や役割が規定されている

- ・ 地域学校協働活動

⇒ 「社会教育法」で位置付けられている。

例) 登下校の見守り、学習支援、土日の学習プログラム、職場体験の場の提供

ご退職されて隠居されている
有能な人材活用なのかな



1.5 生徒指導の取組上の留意点

<児童生徒の権利の理解>

① 児童の権利に関する条約 = 児童生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切にした教育が行われることが求められる ⇒ 4つの原則

1. 差別の禁止 = 皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見、社会的出身、障害など
2. 児童生徒の最善の利益
3. 生命・生存・発達に対する権利
4. 意見を表明する権利

② 子ども基本法：全てのこどもについて・・・

基本的人権が保障される、教育を受ける機会が等しく与えられる、意見を表明する機会及び社会多様な社会的活動に参画する機会が確保される、最善の利益が優先して考慮されること

1.5 生徒指導の取組上の留意点

<ICTの活用>

令和の日本型教育 = GIGAスクール構想 = 不断の教職員のICT活用能力の向上が必要
例) 出欠、結構診断、保健室利用、テスト結果、成績、学習記録、アンケート
⇒分析・検討

- ① 学習上のつまづきをデータから省察
- ② 児童生徒の心身の状態の変化に気づきやすくなる、理解の幅の広がり
⇒ただし、画一化が生じないように
- ③ 不登校児童生徒などへの支援：オンライン教材を活用した学習保障など



電話連絡よりいい方法があるかな？

1.5 生徒指導の取組上の留意点

<幼児教育との接続>

幼児期の自己の発揮、他の幼児や地域の人々との関係を深める = 将来の自己実現

⇒ 幼保小の連携

① 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

⇒ 健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、など

② スタートカリキュラムの工夫

= 入学当初の生活科を中心とした合科的・連続的な指導や弾力的な時間割の設定

<社会的自立に向けた取組> ⇒ 成年年齢の18歳引き下げ = 制度の前倒し

大問題：ひきこもりの増加、社会的自立の困難

根拠：「子ども・若者育成支援推進法」 「子供・若者育成支援推進大綱」

⇒ 社会的自立に向けて、生涯を見通したキャリア教育と適切な進路指導